

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院について、次のとおり指定します。

令和5年4月3日

京都市長 門川 大作

病院名	所在地	指定期間
医療法人 稲門会 いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町 101番地	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで
国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54番地	

(保健福祉局障害保健福祉推進室)